

第27号 可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業費助成金交付規程

令和5年7月11日
2023年（調整）業務規程第27号
最終改正 令和6年11月29日

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号。以下「機構法」という。）第11条第1項第25号の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が行う経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第42条第1項に規定する安定供給確保支援業務（同法第31条第3項第1号及び第2号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）に必要な手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、経済安全保障推進法、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和5年経済産業省令第3号）、可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針（令和5年1月19日経済産業省）、機構法、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第9号）、安定供給確保支援基金補助金交付要綱（20230308財資第8号）、安定供給確保支援基金補助金実施要領（20230628財資第1号）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号）及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの）の管理及び運用に関する要領（2023年（調整）業務要領第72号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程で「助成事業」とは、経済安全保障推進法第9条第1項の規定により経済産業大臣から認定（同法第10条第1項による変更の認定を含む。）を受けた供給確保計画に従って可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組を行う事業をいう。

2 この規程で「助成事業者」とは、経済安全保障推進法第9条第6項の規定により経済産業大臣から機構に通知（同法第10条第3項において準用する同法第9条第6項の規定による通知を含む。）があった供給確保計画に従って可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組を行う認定供給確保事業者であって、機構に交付申請を行い機構から交付決定を受けて、助成事業を実施する者をいう。

（交付の対象）

第4条 機構は、前条第2項に定める助成事業者に対し、当該可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に必要な費用として別表第1及び第2に掲げるもののうち助成金交付の対象として機構が認めるものの全部又は一部を助成する。ただし、第7条第6項に掲げる各号のいずれかに該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

（助成対象費用等）

第5条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、経済安全保障推進法第9条第1項の規定により経済産業大臣の認定（同法第10条第1項による変更の認定を含む。）を受けた供給確保計画の事業期間に行う第4条に規定する可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に必要な費用のうち、別表第1及び別表第2に掲げる範囲とする。なお、助成対象費用に含めることに疑義がある費用については、あらかじめ機構と協議するものとする。

2 助成対象費用は、機構から認定日以降に発生した費用を対象とする旨の交付決定を受けた場合、認定日以降に前項の事業期間において発生した費用とし、第7条第2項の規定に基づく交付決定通

知書の交付決定日までに発生した費用は交付決定日の属する会計年度の助成対象費用とすることができる。

- 3 助成金の額は、別表第1及び別表第2に定める各区分に応じた補助率の上限以内とする。
- 4 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を必要に応じて定める。

（交付の申請）

第6条 機構は、認定供給確保事業者のうち、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

- 2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第7条 機構は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成事業を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときその他助成金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、第2号の場合にあっては、第1条に規定する安定供給確保支援業務の運営上、当該事業者でなければ可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の実施が困難又は不適當であるときは、経済産業大臣の承認を受けて当該事業者を助成金の交付先とすることができる。

（1）第27条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合。

（2）経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている場合。

（交付に当たっての条件）

第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1）助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- （2）助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定の場合であって年度限度額を定めたときは、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届け出ること。
- （3）助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の事前の承認を受けるべきこと。
- （4）助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争

- に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。
 - (6) 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の事前の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。
 - (7) 機構は、助成事業者が前号の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、助成事業者に対し必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。
 - (8) 助成事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）について、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、助成事業の目的又は提供された目的以外に利用しないこと。秘密情報のうち助成事業者の取引先その他の第三者の秘密情報（助成事業関係者が取得した個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省及び機構以外の第三者に対して開示、公表又は漏えいしないこと。これらのことについて、助成事業の完了後も遵守すること。ただし、次に掲げる資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
 - (ア) 助成事業者が開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (イ) 助成事業者が開示された後で、助成事業者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (ウ) 助成事業者が開示された時点で、既に助成事業者が保有していたもの
 - (エ) 助成事業者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
 - (オ) 助成事業者が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
 - (9) 前三号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。
 - (10) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
 - (11) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
 - (12) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第4による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
 - (13) 助成事業者は、助成事業が完了するときは、助成事業の完了の日以降で機構が指定する期日（第3号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、機構の会計年度が終了するごとに翌会計年度の4月10日までに、又は当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第5による実績報告書を機構に提出すべきこと。
 - (14) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合わせるときは、助成事業者はこれに応ずべきこと。
 - (15) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、助成事業者の取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
 - (16) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

- (17) 助成事業者は、機構が第18条第3項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
 - (18) 助成事業者は、第18条第1項及び第2項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第17条第1項第8号の規定による場合はこの限りではない。
 - (19) 助成事業者は、前号の規定により返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
 - (20) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（可燃性天然ガスを除く。以下「取得財産等」という。）のうち、第15条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
 - (21) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
 - (22) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第6による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
 - (23) 助成事業者は、助成事業の完了年度の翌年度以降、第15条で定める取得財産の処分制限が終了するまでの期間中、機構の会計年度が終了するごとに翌会計年度の4月10日までに、又は当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、当該助成事業により取得した取得財産等を当該計画の内容に沿って使用しているかについて、様式第7による事業継続状況報告書を機構に提出すべきこと。
 - (24) 助成事業者は、助成事業で整備されたものを発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、事前に機構に対し報告することとし、かつ、助成事業で整備されたものであることを明示すること。
 - (25) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
 - (26) 助成事業者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の事前の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
 - (27) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、機構の中期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
 - (28) 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。
 - (29) 助成事業者は、機構又は経済産業省が、実施状況の報告を要求し、又は助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告を行い、又は当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。
 - (30) 助成事業者は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において民間部門における分配強化に向けた強力な支援として賃上げの推進が掲げられたことを踏まえ、本助成事業の実施に当たっては、本助成事業の実施前の給与額以上又は地域性等を考慮した平均給与額以上の給与額の設定に努めること。
- 2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第7条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第9条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第22号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったも

のとみなして措置するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第10条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第8による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第8条第1項第2号ただし書の場合については、様式第9による計画変更届出書を提出させるものとする。

(1) 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の期間を変更しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を助成事業者に速やかに通知するものとする。

3 第7条及び第8条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(助成事業の承継)

第11条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者(以下「承継事業者」という。)が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第10-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者に様式第10-2による承継申請書をあらかじめ提出させるものとする。

3 機構は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式第10-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

4 機構は、第1項及び前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するとともに経済産業省に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第12条 機構は、助成事業が完了し、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたとときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第11による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

2 前項の助成金の確定額の上限は、年度限度額と前項の規定による年度毎の実績報告書助成対象費用とのいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

第13条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、機構が必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第12-1による助成金概算払請求書又は様式第13による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第14条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより収入があったときは様式第14による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部を機構に納付しなければならない。

4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。)までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計

年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第15による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

(財産の処分制限等)

第15条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上かつ使用可能期間1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号その他関係する告示等を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第16による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第16条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

- 2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第8に準じた中止（廃止）承認申請書を提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第17により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 第12条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

第17条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 助成事業者が、第7条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
 - (3) 助成事業者が、第8条の規定により付された条件に違反したとき。
 - (4) 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
 - (5) 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - (6) 助成事業者が、第27条の規定の誓約に違反したとき。
 - (7) 経済安全保障推進法第11条第3項において準用する第9条第6項の規定による通知があり、経済産業省から取り消す交付決定の内容に関して指示があったとき。
 - (8) 天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項第1号から第7号までに掲げるものについては、第12条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
 - 3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第17に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するとともにその旨を経済産業省に報告するものとする。

(助成金の返還等)

第18条 機構は、前条（第1項第7号を除く。）の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 機構は、前条第1項第7号の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、請求する返還の額に関する経済産業省からの指示に従って、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 3 機構は、第12条の規定に基づき額の確定をした場合（第16条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 4 機構は、前3項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。
 - (1) 返還すべき助成金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

- 5 機構は、第1項、第2項又は第3項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第18又は様式第19により報告させるものとする。
- 6 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第19条 助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第20により速やかに機構に報告しなければならない。
- 2 機構は、第7条第5項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前条第4項及び第6項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(納付金)

- 第20条 機構は、助成事業者が供給確保計画に従った可燃性天然ガスの取引によって助成事業の期間（助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、機構の会計年度毎）において収益が発生した場合は、助成金の一部又は全部を納付金として納付させるものとする。

(納付金の基金充当)

- 第21条 機構は、前条の規定による納付金を助成事業者から徴収したときは、同条の規定による納付金に相当する金額を安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの）に充てるものとする。

(納付金の納付者)

- 第22条 前条の規定により納付金を納付する者は、助成事業者とする。

(納付金の徴収方法)

- 第23条 第20条の規定による納付金の徴収は、助成事業者に対し請求書を発行して行うものとする。
- 2 前項の請求書には、その納付金額、納付期限及び納付場所を記載するものとする。
- 3 機構は、助成事業者が納付期限までに納付金を納付しないときは納付期限から10日を経過した後、督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日を経過する日とする。
- 4 機構は、前項の規定により督促をしたときは、同項の納付金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付金の完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 督促状により指定した期限までに納付金を納付したとき。
 - (2) 延滞金の額が100円未満であるとき。
 - (3) 納付金を納付しないことについてやむを得ない事情があるとき。
- 5 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(加算金の計算)

- 第24条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第25条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(事業継続状況の報告)

第26条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降、第15条で定める取得財産の処分制限が終了するまでの期間中、機構の会計年度が終了するごとに翌会計年度の4月10日までに、又は処分制限の終了日が属する会計年度の終了日の翌日から起算して10日までに、当該助成事業により取得した取得財産等及び権利が当該計画の内容に沿って使用しているかについて、様式第7による事業継続状況報告書を提出させるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

(1) 法人等(法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(外国法人の特例)

第28条 助成事業者が外国法人であるときは、この規程の効力又は手続について、次に規定するところによる。

(1) この規程の解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。

(2) この規程に定めのある期日は日本標準時間による。

(3) 相互の意見の疎通を図るため、助成事業者は、この規程で定める文書、書類、報告書等のうち機構が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、この規程に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、助成事業者の負担で講ずるものとする。

(4) 助成事業者は、日本国内にこの規程で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに機構に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第29条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月29日から施行する。

別表第1（第5条関係）

助成対象費用

区分	細目
I. 事業費	・ 安定供給確保支援事業（可燃性天然ガスに係るもの）のために認定供給確保事業者が確保したLNGカーゴ（以下「SBL」という。）の取扱いにより生じた経費（別表第2）。
II. 人件費	・ 助成事業に従事する者の作業時間に対する人件費。
III. その他経費	・ 謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、委託・外注費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

別表第2（第5条関係）

基金事業の実施に係る助成金交付の補助率の上限

補助率	定額
補助額	<p>1. 本事業のために認定供給確保事業者が確保したLNGカーゴ（以下「SBL」という。）の取扱いについて、（I）～（III）のとおりとする。</p> <p>（I）SBLの販売保留（※1）を行わなかった場合 認定供給確保事業者は、通常の商慣行に則って海外事業者を含めた事業者に対してSBLの売却等を行う。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。</p> <p>（II）SBLの販売保留を行ったが、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合 （1）下記の算出式で求める金額を「基準費用」とする。 $\begin{aligned} \text{基準費用} &= \text{備船費用（備船料（※2）} \times 47 \sim 50 \text{日（※3））} \\ &+ \text{燃料費（燃料価格（※4）} \times 47 \sim 50 \text{日）} \\ &+ \text{ボイルオフガス（以下「BOG」という）損失費用} \\ &\quad \text{（BOG平均気体量（※5）} \times \text{JKM（※6））} \times 47 \sim 50 \\ &\quad \text{日）} \\ &+ \text{LNG価格変動差額} \\ &\quad \text{（SBL購入時LNG価格 - SBL売却時LNG価格）（※7）} \end{aligned}$ （2）認定供給確保事業者がSBLの自社引取を行う場合に要する金額を「処理費用」とする。当該「処理費用」は、認定供給確保事業者が経済産業省に提出した供給確保計画において記載される、自社のLNGタンクの活用やSBLの転売の実施等により生ずる費用を想定した算出式を使用することとする。ただし、「処理費用」は「基準費用」を上限とし、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額及び「処理費用（LNG価格変動差額を除く）」を補助額とする。</p> <p>（III）SBLの販売保留を行い、経済産業省から特定の国内事業者への販売指示が行われた場合 認定供給確保事業者は、経済産業省から指示のあった事業者に対してSBLの売却を行う。この際、売却価格はSBL購入価格又は販売実施時の市場価格のいずれか価格が高いものを基準とする。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。</p>

とする。

(必要に応じて、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合に備えるために要する額を補助額に加えることとする。)

2. 1. で算出した補助額と認定供給確保事業者が認定供給確保事業に要した業務経費を合わせ、支給額とする。
3. (I)～(III)で定めるSBLの売却において、SBL売却額がSBL購入額を上回る場合、事業期間中に交付された支給額の全部に相当する金額を限度として、SBL売却額からSBL購入額を差し引いた金額を基金へ納付することとする。

なお、本表で規定する基準費用その他の事項については、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

(※1) 認定供給確保事業者が確保したSBLについて、経済産業省から特定の事業者への販売指示が行われるまで、他の事業者への販売を実施しないことを指す。

(※2) 価格報告機関等が発行する傭船料に関するデータを参照するものとする。なお、SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間における平均価格を参照するものとする。

(※3) 通常の商慣行上、JKM (Japan Korea Marker : 北東アジア地域受渡LNGスポットアセスメント価格) を指標とする売買は着港の60日から70日前に実施されるところ、当該販売から引渡しまでに要する期間(65日)から、販売保留の期限日から着港予定日までの期間(15～18日※)を控除した日数。

※認定供給確保事業者が認定供給確保計画において定める販売保留の期限日から着港予定日までの期間(15～18日)を使用することとする。

(※4) 価格報告機関等が発行する燃料価格に関するデータを参照するものとする。なお、SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間における平均価格を参照するものとする。

(※5) 通常の商慣行で使用されるレートである、0.15%/日を使用することとする。

(※6) SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間におけるJKMの平均価格を参照することとする。

(※7) SBL売却時の価格は、SBL着港21日前から30日前までのJKMの最も低い価格を参照することとする。

※安定供給確保支援基金補助金実施要領(20230628財資第1号)別表第2が定める事項に変更が生じた場合には、本表の規定について同様の変更を行うこととし、変更手続が間に合わない場合には実施要領の規定を適用する。